学術資料マネジメント教育プログラム開発委員会設置要項

学 長 裁 定 平成 25 年 9 月 20 日 一部改正 27.3.20/27.4.17

(趣旨)

第1条 この要項は、総合研究大学院大学文化科学研究科の学術資料マネジメント教育プログラム開発(以下「プログラム開発」という。)によるグローバルな人文研究者の養成機能強化事業(以下「事業」という。)におけるプログラム開発を行うため、文化科学研究科専攻長会議のもとに開発委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、委員会の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) プログラム開発の企画、立案及び実施に関する事項
 - (2) その他プログラム開発に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 文化科学研究科長
 - (2) 地域文化学専攻及び比較文化学専攻から選出された教員 2名
 - (3) 国際日本研究専攻から選出された教員 1名
 - (4) 日本歴史研究専攻から選出された教員 1名
 - (5) 日本文学研究専攻から選出された教員 1名
 - (6) 本事業実施のために雇用された教員
 - (7) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置き、文化科学研究科長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務 を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。 2 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは委員長の決する ところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の教職員及び本学の教職員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の出席者は、議決に加らないものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し 必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要項は、平成25年9月20日から施行する。
- 2 学術資料マネジメント教育プログラム開発によるグローバルな人文研究者 の養成機能強化事業実施のための準備委員会設置要項(平成 25 年 2 月 20 日 学長裁定)は、廃止する。
- 附 則(平成27年3月20日学長裁定)
 - この要項は、平成27年4月1日から施行する。
 - この要項は、平成27年4月17日から施行する。